

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第35号

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年亀山市規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>[ (1) 略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア <u>当該育児休業の承認に係る期間</u></p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>[ (1) 略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>[アを加える。]</p>

の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

[ (3) 及び (4) 略 ]

[ 3 略 ]

(勤労手当に係る勤務期間)

第18条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

[ (1) 略 ]

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第7条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

[イを加える。]

[ (3) 及び (4) 略 ]

[ 3 略 ]

(勤労手当に係る勤務期間)

第18条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

[ (1) 略 ]

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間

[ (3) ~ (10) 略]

[ (3) ~ (10) 略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。